介護保険外サービス利用契約書

利用者：　　様

事業者：　社会福祉法人　圓会

ホームヘルプステーションにらがわの里

介護保険外サービス利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」といいます）とホームヘルプステーションにらがわの里（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護保険外サービスについて、次の通り契約を締結いたします。利用者及び事業者は、相互の信頼を基盤として誠実に本契約を履行するものとします。

第１条　（契約の目的）

事業者は、介護保険外サービスを利用者に提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条　（契約期間）

この契約の契約期間は令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　から契約が終了されるまでとします。

第３条　（介護保険外サービスの内容）

介護保険外となる内容について、以下のように対応します。尚、洗剤、雑巾等の掃除用具は利用者宅にある物を利用させていただきます。また、以下に示した内容以外は行なえませんのでご了承ください。（サービス範囲は配偶者までですが、場合により相談に応じます）

家事援助

① 家族等の衣類洗濯及び洗濯物干し
② 家族等に対する調理
③ 日常生活に必要な物品以外の買い物
④ 話し相手
⑤ 決められた居室以外の掃除
⑥ 窓拭き
⑦ 台所ガスコンロの周辺掃除
⑧ 食器戸棚の整理
⑨ 押入れ、タンスの整理
⑩ 不要になった衣類の整理（まとめ）
⑪ 植木の水やり
⑫ 入院中のお世話（洗濯、買い物）
⑬ 来客の対応（お茶だし、簡単な調理）

身体援助

① 入退院時の援助　自宅⇔病院（事業実施地域内の医療機関に限る）
② 通院や院内付き添い
③ 外出、外食の付き添い（冠婚葬祭の付き添い介助）
④ 各種手続きへの付き添い（市役所、郵便局、銀行等）
⑤ 家庭内の見守り、介助
⑥ 一時帰宅の見守り、介助

※外出に際しては事業所の自動車は利用できません。

第４条　（介護保険外サービスの提供時間）

介護保険外サービスの提供時間は、月曜日～土曜日８：３０～１７：３０としますが、休日や時間外については要相談となります。尚、介護保険サービスと重複する提供時間でのご利用はできません。

第５条　　（サービス提供の記録）

事業者は、サービスの実施ごとに記録票に記入し、サービスの終了時に利用者からサインを受ることとします。

第６条　　（サービス利用料金）

【ホームヘルパー１人につき】

利用時間	家事援助	身体介護
30 分まで	１，０００	１，５００円
１時間まで	２，０００	２，５００円
１時間 30 分まで	３，０００	３，５００円
２時間まで	４，０００	４，５００円
以後３０分ごと	１，０００円	

※相談により早朝、夜間、休日、祭日を利用した時の料金については２５％割り増しとなります。又その他、要相談と致します。

１．当月料金の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に送付します。
２．当月料金は、原則口座引落しにて支払いをするものとします。
３．利用者は事業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用および交通費（通院同行、買い物同行、交通機関を使用した場合）を負担します。
４．事業者は利用料の支払いを受けた時、領収書を発行します。

第７条　　（キャンセル規定）

利用者のご都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日の 17：30 時までにご連絡いただいた場合は 無料
② ご利用日の前営業日の 17:30 時までにご連絡がなかった場合当該サービス料金の 50%

※緊急の体調不良･入院などはキャンセル料の対象外となりますので別途ご相談ください。

第８条　　（契約の解除）

１．利用者は事業者に対して､契約解除を希望する日の 7 日間前までに事業所に通知をする事でこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、契約解除を希望する日の 7 日以内であっても、この契約を解除することができます。
２．利用者は次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解除することができます。
　① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
　② 事業者が守秘義務に反した場合
　③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
　④ 事業者が破産した場合
３．事業者は次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
　① 利用者がサービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合
　② 利用者、またはその家族が事業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
　③ 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

４．次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
① 利用者が施設等に入所した場合
② 利用者が死亡した場合

第９条　（秘密保持）
事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第１０条　（緊急時の対応）
事業者は、保険外サービス提供中に、利用者の身体の状態に著しく変化が見られた場合は、「緊急時連絡先」に記入された家族等にすみやかに連絡いたします。

連絡先　氏名 住所 TEL

第１１条　（賠償責任）
事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に著しく損害を及ぼした場合は、協議の上、利用者に対してその損害を賠償します。

第１２条　（本契約を定めのない事項）
本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定める所に従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

・・・

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し、契約を締結しました。

□利用契約書

□個人情報に関する同意書

以上の契約を証するため、本通２通を作成し、利用者および事業者双方が署名または記名の上、各１通を保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

事業者

〈住　　所〉　〒373-0024　太田市上小林町１４６５－１

〈事業者名〉　ホームヘルプステーションにらがわの里

〈代表者名〉　理事長　　園田　哲男

利用者

〈住　　所〉

〈氏　　名〉

代理人

〈住　　所〉

〈氏　　名〉

〈続　　柄〉